

鳥羽市恋する鳥羽・真珠の海七草ロゴマークの使用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、別記「恋する鳥羽ロゴマーク（商標登録番号5381636）」及び「真珠の海七草ロゴマーク（商標登録番号5504629）」（以下「ロゴマーク等」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマーク等に関する権利)

第2条 ロゴマーク等に関する一切の権利は、鳥羽市に属する。

(使用承認の範囲)

第3条 ロゴマーク等の使用承認の範囲は、それぞれ次のとおりとする。

1号 恋する鳥羽

- ア チラシ、パンフレット、WEBページ等の広告宣伝物
- イ 宿泊、旅行等に関する商品
- ウ イベント等

2号 真珠の海七草

- ア チラシ、パンフレット、WEBページ等の広告宣伝物
- イ 宿泊、旅行等に関する商品
- ウ 海藻、および海藻を使用した食品等

(使用承認の期間)

第4条 ロゴマーク等の使用承認の期間は、承認した日から承認日の属する年度の末日までとする。

(使用の申請)

第5条 ロゴマーク等を使用しようとする者は、新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に使用する場合、鳥羽市が主体となって実施するイベント等で使用する場合を除き、あらかじめ鳥羽市長の許諾を受けなければならない。

2 前項の許諾を受けようとする者は、使用申請書に次の書類を添えて、鳥羽市長に提出しなければならない。

- (1) ロゴマーク等の使用状況がわかる完成見本等
- (2) その他鳥羽市長が必要と認める書類

(使用の許諾)

第6条 鳥羽市長は、前条の使用申請があった場合は、その内容を審査し、当該使用が鳥羽市産

品の推進や鳥羽市のPRに寄与すると認めるときは、使用の許諾（以下「使用許諾」という。）をすることができる。この場合において、鳥羽市長は必要があると認める場合には、ロゴマーク等の使用方法その他について、条件を付することができる。

2 鳥羽市長は、使用許諾を行ったときは、使用許諾書を申請者へ送付する。

（使用許諾の制限）

第7条 ロゴマーク等の使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、鳥羽市長は許諾しないものとする。

- 1号 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- 2号 鳥羽市の信用又は品位を害するものと認められる場合
- 3号 第三者の利益を害するものと認められる場合
- 4号 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は支援するおそれがあると認められる場合
- 5号 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行う者が使用する場合及びこれらの者が商品等を販売する場合
- 6号 ロゴマーク等の使用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- 7号 ロゴマーク等のイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- 8号 ロゴマーク等の著しい変形その他ロゴマーク等の使用が適当でないと認められる場合
- 9号 その他鳥羽市長が別に定める要件に該当しない場合

（使用料）

第8条 ロゴマーク等の使用料については、無料とする。

（地位の承継）

第9条 相続人、合併により設立される法人その他使用者の一般承継人は、当該使用者が有していた使用許諾に基づく地位を承継することができる。

（使用上の遵守事項）

第10条 第6条の規定による使用許諾を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 1号 許諾された使用内容のみに使用をすること。
- 2号 当該使用に係る物件の完成品を提出すること。ただし、提出が困難なものについては、写真等を提出すること。
- 3号 第6条の許諾を受けた権利を譲渡又は転貸しないこと。

（許諾内容の変更等）

第11条 使用者が使用許諾の内容について変更をしようとする場合は、あらかじめ変更申請書を市長に提出し、鳥羽市長の許諾を受けなければならない。

2 鳥羽市長は、前項に規定する変更申請書を受理した場合には、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは、これを許諾し、変更許諾書を交付する。

(許諾の取消し等)

第12条 鳥羽市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は使用許諾（前条の追加又は変更の許諾があったときは、その追加又は変更後のもの。以下同じ。）を取消し、使用者に対し、使用物件等の回収等の措置を請求することができる。使用者は、使用許諾が取消された場合、許諾取消の日から使用することはできないものとする。

(1) 使用者がこの規程に違反した場合

(2) 使用者が第6条の使用許諾に付した条件に違反した場合

(3) 申請書の内容に虚偽のあることが判明した場合

(4) 第7条各号のいずれかに該当するに至った場合

(5) その他ロゴマーク等の使用継続が不相当であると認められた場合

2 鳥羽市長は、前項の規定による使用許諾の取消しにより使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

3 鳥羽市長は、使用者にロゴマーク等の使用状況等について報告させ、又は調査することができるものとする。

(使用の非独占性等)

第13条 この規程による使用許諾は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してロゴマーク等を使用する権利を付与し、かつ、商品、使用者等について鳥羽市の推奨を行うものではない。

(経費等の負担)

第14条 鳥羽市は、この規程による使用許諾の申請に要した費用及び使用の実施に係る経費又は役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

第15条 鳥羽市は、ロゴマーク等の使用を許諾したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 使用者は、ロゴマーク等を使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、鳥羽市に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。

3 使用者は、ロゴマーク等の使用に際して故意又は過失により鳥羽市に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を鳥羽市に賠償しなければならない。

(情報の公開)

第16条 鳥羽市長は、ロゴマーク等の使用許諾の状況等について、広く利用促進を図る観点から、ロゴマーク等の使用許諾の状況等について情報を公開することができる。

(事務)

第17条 この規程に関する事務は、観光課が行う。

(その他)

第18条 この規程に定めるもののほか、ロゴマーク等の使用に関し必要な事項は、鳥羽市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成24年10月1日から適用する。
- 2 鳥羽市は、平成26年3月31日を経過する場合において、この規程の適用の状況に検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。